

## 申第17号 職場内での新型コロナウイルス感染症の感染予防 に関する申し入れの窓口回答

10月に入り、東京駅の遺失物取り扱いとお身体の不自由なお客様の案内業務を委託している部署、新幹線メンテナンス東海（株）東京トラベルサポート事業所において、2名の係員が新型コロナウイルスに感染又は感染している疑いがあることが判明しています。組合はこれまでも、組合員・社員の新型コロナウイルス感染症に罹患しないように対策などを申し入れてきましたが、未だに接客部門の職場でしか出勤時の検温などの対策を行っていません。

東京トラベルサポート事業所は、J R 東海から基礎疾患を抱えている社員が多く出向させられているが、接客部門以外の職場でも基礎疾患を抱えている社員が多くおり、不幸にも新型コロナウイルス感染症に罹患すれば命に関わる問題となりかねません。

また、多くの社員は会社の推奨により公共交通機関を利用して通勤をしており、いつ新型コロナウイルス感染症に罹患してもおかしくない状況にあります。

よって、組合としては、組合員・社員の安全と健康を確保するため、会社に申し入れをして団体交渉の開催を求めましたが、会社は、11月6日に窓口回答をしました。

申し入れの内容と会社回答等は、以下の通りです。

1. 接客関係以外の職場においても、出勤時の社員に検温を行うこと。

### 【回答】

接客に携わる社員はお客様に感染させるリスクもあるので、接客に携わる社員を検温の対象としている。また、接客に携わる社員以外については、手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を指導しており、会社が検温を実施する考えはない。普段より自身の健康管理に努められたい。

2. 職場によっては更衣室や寝室などで窓がなく、換気の悪い環境が多くあるので換気装置などを設置して、換気などの環境を改善すること。

### 【回答】

関係法令に定められた換気量は確保している。

3. 基礎疾患（高血圧・糖尿病・心臓病）など抱えている社員は、本人の希望で自宅勤務を求めた場合は認めること。

【回答】

本人希望の在宅勤務は認めていないため、基礎疾患があることをもっての在宅勤務は認められない。診断書が出された場合は、私傷病休暇等の取得が可能となる。

4. 自宅勤務に就いた社員の賃金は、業務災害補償等規程を準用し補償すること。

【回答】

在宅勤務を命じた社員の賃金についても、賃金規定に基づき支給する。業務災害補償等規程は、業務上又は通勤による災害に対する給付制度であり、これを準用するつもりはない。

5. 今回の事象を踏まえ、新たな感染防止策を行うこと。

【回答】

感染防止策については、状況に応じて会社が適切に対応していく。なお、以前より手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を指導している。普段より自身の健康管理に努められたい。

以 上